

# 中小企業大学校受講補助金交付規程

## (目 的)

第1条 この規程は、大木町商工会の会員企業に対し、中小企業大学校受講料の一部を補助することにより、経営及び技術に関する知識水準の向上を図り、地域中小企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付対象者は、会員企業の事業主（法人にあつては役員を含む）及び後継者並びに従業員とする。

## (補助対象の研修)

第3条 補助金交付の対象となる研修は、6日以内の短期コースとする。

## (補助金の額等)

第4条 補助金の額及び1企業の対象者数は、別表の通りとする。  
なお、同一対象者の補助金の申請は、1事業年度1回を限度とする。

## (補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、受講申込後、会長に届け出なければならない。

2 第1項の届け出をし、受講した者は、受講終了後速やかに補助金交付申請書に修了証明書及び受講料領収書（いずれもコピーで可）を添えて、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の申請書を受理した日から10日以内に、第4条に定める補助金を交付するものとする。

## 附 則

- 1.この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2.従前の中小企業大学校受講補助金交付要綱は廃止する。

## (別 表)

補 助 対 象 経 費	補助限度額	1 企業当り対象者
中小企業大学校が定める受講料	30,000 円	2 名以内